

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年7月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年7月14日	有限会社堀運送(法人番号 2350002004243) 代表者堀 大輔	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第15条第1 項第1号、法第15条第3 項、法第15条第4項	令和8年1月29日、過積載運送が確認さ れたことを端緒に監査実施。3件の違反 があった。(1)勤務時間等の基準なお書 き違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 過積載運送(法第15条第3項)、(3)運転者 に対する指導監督違反(安全規則第10 条第1項)	32	6
	宮崎県宮崎市細江3413-1	宮崎県宮崎市大字細江字 長見通3413-1					
令和8年7月23日	IRC株式会社(法人番号 6290001063012) 代表者西 田数広	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第15条第3 項	令和8年1月16日、過積載運送が確認さ れたことを端緒に監査実施。1件の違反 が認められた。(1)過積載運送(法第15条 第3項)	1	1
	福岡県みやま市瀬高町河 内2372-2	福岡県みやま市瀬高町河 内2372-2					
令和8年7月27日	有限会社丸源商事(法人番 号2330002023468) 代表者 興梶辰雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第15条第3 項	令和7年12月17日、過積載運送が確認さ れたことを端緒に監査実施。1件の違反 が認められた。(1)過積載運送(法第15条 第3項)	2	2
	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大 字両併2217-4	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大 字両併2217-4					